

## 令和8年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

令和8年度 予算（案）額	2兆9,739億円
令和7年度 当初予算額	2兆9,465億円
差 引	+274億円
《令和7年度補正予算額	2,014億円》

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。  
※ こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

### 《主要事項》

I 地域共生社会の実現に係る施策の推進	2
1 生活困窮者自立支援の推進	
2 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	
3 困難な問題を抱える女性への支援の推進	
4 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進	
5 相談支援、地域づくり等による包括的な支援体制の整備	
II 生活保護制度の着実な推進	9
1 生活保護に係る国庫負担	
2 生活保護の適正実施等	
3 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	13
1 福祉・介護人材確保対策の推進	
2 外国人介護人材の受入環境の整備等	
3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV 災害時における福祉支援	18
1 災害時における福祉支援体制の整備促進	
2 災害時における見守り・相談支援等の推進	
3 福島県における福祉・介護人材確保対策	

# I 地域共生社会の実現に係る施策の推進

## 1 生活困窮者自立支援の推進

827億円※（762億円※）

《令和7年度補正予算 105億円》

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

令和7年4月に施行された改正生活困窮者自立支援法等による取組を全国の自治体において着実に進めるため、自立相談支援事業における住まい支援等を推進するとともに、就職氷河期世代等支援にも資するよう、認定就労訓練事業の普及促進を図る。

また、貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習・生活支援事業の実施を推進するなど、生活困窮者に対する支援体制の更なる強化を図る。

### ＜主な改善内容＞

#### ○ 住まいに係る相談機能等の充実【拡充】

生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、引き続き、「住まい相談支援員」の配置を進め、福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る。

#### ○ 認定就労訓練事業の普及促進【拡充】

就職氷河期世代等支援にも資するよう、研修等の機会を通じ、認定就労訓練事業の更なる普及促進を行うことで、認定就労訓練事業の活用を推進する。

#### ○ 子どもの学習・生活支援事業の推進【拡充】

子どもの学習・生活支援事業の基本基準額が長年据え置かれてきたことから、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行う。

#### ○ 福祉事務所未設置町村における一次相談の推進【拡充】

福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進することで、包括的支援体制の整備促進を図る。

### （参考）令和7年度補正予算

#### ○ 生活困窮者自立支援の機能強化事業

36億円

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、家計改善支援の質の向上に関する取組等を行う。

○ 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援	1. 3億円
就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を时限で実施することにより、全国的な事業実施に向けた環境整備を行う。	
○ 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業	55百万円
認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者（対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け）に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるよう利用者に対する交通費を補助する。	
○ 子どもの学習・生活支援の緊急強化事業	2. 3億円
子どもの学習・生活支援事業において体験格差の解消に取り組むとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体における事業の立ち上げを支援する。	
また、高校生世代に対する学習支援（進路相談や情報提供を含む。）を都道府県が新たに実施するとともに、国から民間団体へも委託して支援を重層化する。	
○ 生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業	1. 0億円
生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。	
○ 中間支援組織の立ち上げ等支援事業	27百万円
都道府県において、支援者同士の連携や、支援者を支えるためのネットワーク組織の立ち上げ支援を行う。また、こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取組を行う。	
○ 生活福祉資金業務システムのオンライン化に向けたシステムの構築等	23億円
生活福祉資金業務について、相談から貸付決定までの手続きをデジタル化するためのシステムの設計・構築を行うとともに、既存の債権管理システムについて、今回見直しを行う業務フローに適応したシステムへの更新を行う。	
○ 生活福祉資金貸付原資の積増し	11億円
生活福祉資金について、貸付に必要な原資の積増しを行い、円滑に事業が運営できる環境を整備する。	
○ 生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウド移行に向けた調査研究	1. 2億円
ガバメントクラウド上で生活困窮者自立支援統計システムの運用に向けて、移行にかかる課題を整理し、今後の設計・開発・構築に必要となる情報を調査・収集する。	

等

## **2 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進**

### **(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等**

**7. 8億円 (9. 4億円)**

**《令和7年度補正予算 2. 8億円》**

都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けることや、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施すること等により、市町村支援機能の強化を図る。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

#### **(参考) 令和7年度補正予算**

- |  |               |
|--|---------------|
| <b>○ 成年後見制度利用促進体制整備推進事業</b>  | <b>2. 4億円</b> |
| 市町村において、中核機関のコーディネート機能のための意思決定支援の確保を図る取組等を行うとともに、都道府県において、虐待等の支援困難事案に対応できるよう、警察等を含めた都道府県単位のネットワークの整備を行う。 |               |
| <b>○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業</b>  | <b>38百万円</b>  |
| 都道府県・指定都市において、本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化を行う。                        |               |

### **(2) 日常生活自立支援事業による権利擁護支援の推進 38億円 (38億円)**

**《令和7年度補正予算 7. 1億円》**

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

#### **(参考) 令和7年度補正予算**

- |  |               |
|--|---------------|
| <b>○ 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業</b>  | <b>7. 1億円</b> |
| 社会保障審議会福祉部会における議論を踏まえ、日常生活自立支援事業の枠組みの中で、頼れる身寄りがない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、円滑に入退院・入退所をするための手続等の支援や死亡した後の葬儀・火葬の手続等の事務の支援を試行的に実施する。 |               |

### (3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地 域 支 援 事 業 交 付 金 の 内 数<老健局にて計上>

地 域 生 活 支 援 事 業 費 等 補 助 金 の 内 数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

## 3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

52億円（51億円）

《令和7年度補正予算 3. 6億円》

### (1) 官民協働等による自立支援のための就職支援等の充実【拡充】

自立に向けて生活習慣の改善等の支援を受けながら一定期間居住できる場所（ステップハウス）の利用者について、就職活動や資格取得等に係る支援を実施する。

（参考）令和7年度補正予算

#### ○ 官民協働等女性支援加速化事業 2.7億円

令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

#### ○一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業 40百万円

DV加害者等からの追跡のおそれのない入所者向けに、生活制限（携帯電話の使用、外出・通勤通学の禁止）を緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、支援が必要な者の状況に応じた生活再建や地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。

#### ○ 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業 48百万円

女性相談支援センター等において、女性支援に関わる地域資源の開拓や、退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うモデル事業を実施し、地域の連携体制強化に向けた効果検証を行う。

### (2) 女性相談支援センター（一時保護所）や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、女性相談支援センターの一時保護の支援体制の充実を図るとともに、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

## 4 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

### (1) 自殺総合対策の推進【拡充】

41億円（40億円）

《令和7年度補正予算 21億円》

「改正自殺対策基本法」、「第4次自殺総合対策大綱」及び「子どもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、地方自治体等における相談事業等の実施を支援し、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用を可能とともに、子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進を図るなど、地域の実情に応じた自殺対策の取組を支援する。

(参考) 令和7年度補正予算

#### ○ 地域における自殺対策の強化

21億円

地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援や、社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援を行う。

### (2) ひきこもり支援体制の整備の推進等

17億円（18億円）

《令和7年度補正予算 1.5億円》

ひきこもり状態にある方やその家族への支援を充実するため、ひきこもり支援推進事業において、都道府県ひきこもり地域支援センターによる管内市区町村に対するサポート体制を強化し市区町村での相談支援体制の構築を促進するとともに、支援体制の地域偏在等の課題への対応を図るため、都道府県や市区町村における広域連携を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

#### ○ 共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業

84百万円

都道府県において、共同生活等による支援(合宿型支援)を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

#### ○ 共同生活型自立支援における実践に関する研究事業

61百万円

効果的に合宿型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

## 5 相談支援、地域づくり等による包括的な支援体制の整備

### (1) 包括的な支援体制の整備の推進【新規・拡充】 4.8億円（9.4億円）

《令和7年度補正予算 3.5億円》

社会保障審議会福祉部会における議論や、地方創生の基本構想を踏まえ、今後担い手不足が深刻化する地域における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約を図るためのモデル事業を実施するなど、包括的な支援体制の整備を推進する。

また、都道府県による市町村への伴走的支援等の後方支援の推進や、国と都道府県が共同で支援を行うことによって得られる市町村への支援ノウハウの研究等を行う。

#### （参考）令和7年度補正予算

##### ○ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

3.0億円

市町村において、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するモデル事業を実施する。

##### ○ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業

50百万円

「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる取組に対し、必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

### (2) 重層的支援体制整備事業の実施【拡充】 844億円※（718億円※）

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分、  
障害保健福祉部計上分、老健局計上分を含む。

生活困窮者自立支援制度を軸とした相談支援や地域づくりを一体的に行う包括的な支援体制の整備を推進するための手段の1つとして、重層的支援体制整備事業を実施する。

### (3) 寄り添い型相談支援事業の推進

7. 5億円（7. 5億円）

生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るための相談先として、24時間365日無料の相談窓口を設置し、相談員による電話相談に加え、オンラインによる多様化した相談への支援等を実施する。

（参考）令和7年度補正予算

○ 寄り添い型相談支援緊急強化事業

1. 1億円

多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

## II 生活保護制度の着実な推進

### 1 生活保護に係る国庫負担

#### (1) 保護費負担金 2兆8,027億円（2兆7,808億円）

生活保護を必要とする者に対して適切に保護を実施するため、生活保護費に係る国庫負担に要する経費を確保する。

※ 生活扶助基準について、社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。

具体的には、令和8年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和8年10月から実施する。

- ・令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果による額に月額2,500円／人を加算（現行の加算より+1,000円）
- ・加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障

#### （参考）令和7年度補正予算

##### ○ 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

1,475億円

社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会の報告書等を踏まえ、当時の生活保護受給者等に保護費の追加給付を行うとともに、地方自治体で支給事務を実施する際に必要となる体制整備等に要する経費を補助するほか、当時の受給者等に給付内容を周知等するため、国において相談センターの設置や広報を行う。さらに、基準改定訴訟の原告に対して、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、保護費に代えてこれに相当する分を予算措置の特別給付金により支給する。

- ・保護費の追加給付に要する費用：1,055億円
- ・支給事務に係る自治体への補助：401億円
- ・相談センターの設置等：17億円
- ・原告への特別給付に要する費用：2億円

#### (2) 保護施設事務費負担金

361億円（352億円）

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

※ 日常生活支援住居施設の運営体制の強化（委託事務費の見直し）や、救護施設等における施設機能の強化（ICT活用推進等）などを実施する。

## 2 生活保護の適正実施等

192億円（197億円）

《令和7年度補正予算 92億円》

### （1）生活保護の適正実施、生活保護業務の負担軽減

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正実施、福祉事務所の体制確保による業務の負担軽減や効率化等を実施する自治体への支援などを行う。

#### ① 適正受診・健康管理の推進

被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた、生活習慣病の発症・重症化予防等の取組を推進するとともに、医療扶助の適正実施の推進に向けて、各自治体の実情に応じた効果的な事業実施等を可能とする。

#### ＜主な改善内容＞

##### ○ 医療扶助等適正実施総合事業【再編】

各自治体の実情に応じた事業実施等が可能となるよう、細分化されていた既存の補助事業（医療扶助適正化等事業）を統合するとともに、適正受診や医薬品の適正使用に資する取組等に対し重点的に配分することで当該取組等を強化する。

#### （参考）令和7年度補正予算

##### ○ 医療扶助等におけるDX推進調査研究事業

3. 6億円

医療、介護DXに関連した施策の医療扶助等への影響調査、要否意見書の電子化に係る検討、地域課題の分析や重複・多剤投与等の対象者抽出などの効率化に向けた、レセプト等の医療情報の活用方策（例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など）、医療扶助等に係るデータ分析支援ツールの機能充実に関する調査研究を行う。

##### ○ 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

8. 0億円

頻回受診等の未改善者への個別的・集中的な支援、健診より簡易な問診票等を活用した健康管理支援の対象者のスクリーニング、健康づくりに向けた社会参加や就労・ボランティアへの参加勧奨など、新たな取組をモデル的に実施する。

##### ○ 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・指定薬局への補助

22億円

医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピューターシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

## ② 生活保護業務の負担軽減

面接相談業務、収入・資産申告書の徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することで、ケースワーカーの業務負担軽減を図り、福祉事務所の実施体制を整備する。

### (参考) 令和7年度補正予算

○ 生活保護業務デジタル化推進事業	10億円
実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図るため、デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化（例：預貯金調査のオンライン化、AIを活用した法令検索など）を推進する。	
○ 生活保護業務のデジタル化調査研究事業	94百万円
生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。	
○ ケースワーカーの業務負担軽減の推進	24億円
面接相談業務の一部、要保護者の収入資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を拡充することでケースワーカーの業務負担軽減を一層推進し、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。	

## ③ 貧困ビジネス対策の実施【新規】

いわゆる「貧困ビジネス」への対策として、新たに生活支援サービスに関するガイドラインを策定するとともに、都道府県等における無料低額宿泊所（無届施設を含む）に関する情報収集・情報共有体制の強化や、ケースワーカーによる被保護者への助言・支援を推進することにより、被保護者の自立を阻害する不適切事例への対応を強化する。

### （2）就労による自立支援の推進等

被保護者の就労支援に向けて、ハローワークへの同行等を行うとともに、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題がある者等に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行い、被保護者の自立助長の推進を図る。また、日常的な金銭管理に課題がある者への支援等を行う。

### ＜主な改善内容＞

#### ○ 被保護者地域居住支援事業の充実

被保護者地域居住支援事業において、生活保護法に基づく調整会議等を通じた多機関による専門的な支援や、日常的な金銭管理に課題がある者への支援などをを行う体制を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

- |   |        |
|---|--------|
| ○ 生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業   | 3. 4億円 |
| 個々の被保護者の状況に応じた多様な働き方や社会参加を推進するため、短時間就労など被保護者の状況に応じた働き方に向けたきめ細かな支援や、高齢者に対する就労機会の案内・支援など、地域の実情・課題に応じた試行的な取組を推進する。       |        |
| ○ 被保護者就労準備支援等加速化事業  | 15億円   |
| 令和7年4月に施行された改正生活保護法において、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業が法定化されたことを受け、これらの事業の未実施自治体に対し、早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を行う。 |        |
| ○ 都道府県等による生活保護業務支援事業  | 42百万円  |
| 都道府県等が管内福祉事務所に対して査察指導員等の資質向上に係る研修を実施することで、全国的な査察指導員等のレベルアップを図る。   |        |
| ○ 生活保護事務処理システム改修事業  | 4. 5億円 |
| マイナンバー法の改正等を踏まえ、外国人に対する生活保護に準ずる措置に係る情報についても関係機関との連携が行えるようにするため、各福祉事務所の生活保護基幹事務システムについて必要な改修を行う。                       |        |

**3 都道府県等における指導・監査体制の確保** 18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）を踏まえた計画的な見直しを行う。

### III 福祉・介護人材確保対策等の推進

#### 1 福祉・介護人材確保対策の推進

##### (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・待遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

##### (2) 介護のしごと魅力発信等事業

3. 9億円（4. 0億円）

（都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>）

介護の仕事のイメージアップ、理解促進を図るため、民間事業者によるネット広告等を用いた情報発信や介護の体験・参加型イベントの開催、介護職自らが主体となる情報発信などの支援を行う。

また、各都道府県において地域の実情に応じた情報発信等の取組を行う場合の支援を行う。

##### （参考）令和7年度補正予算

- |  |        |
|--|--------|
| ○ 介護福祉士修学資金等貸付事業   | 4.2億円  |
| 介護福祉士資格の取得を目指す者等が安心して修学できる環境を整備するため、都道府県が養成施設入学者に対して行う修学資金の貸付について、事業継続に必要となる貸付原資の積み増しを行い、本事業の安定的な運営を確保する。                        |        |
| ○ 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業  | 2.1億円  |
| 介護福祉士養成施設における教育の質の向上を図るため、ICTを活用した教育や留学生の日本語教育の取組をモデル的に実施する養成施設に対して支援し、その取組のノウハウや成果の横展開を図る。                                      |        |
| ○ 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業   | 1.0億円  |
| 地域の実情に応じた福祉人材確保の取組を推進するため、福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームを構築する都道府県の取組を支援し、その取組の効果等の横展開を図る。  |        |
| ○ 介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業  | 8.1百万円 |
| 多様な人材層の参入促進を図るため、業務の整理・切り分け、未経験者とのマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用含む）、入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側を一体的に支援するモデル事業に取り組む自治体を支援し、その取組の効果等の横展開を図る。 |        |

○ 中核的介護人材の育成支援モデル事業	50百万円
介護現場で中核的な役割を担う人材を育成するための取組をモデル的に実施し、その取組について普及促進を図っていく。	

(3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等	4.0億円 (4.0億円)
福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。	

(参考) 令和7年度補正予算

○ 日本社会事業大学施設整備・デジタル化環境整備推進事業	3.5億円
長期的な施設利用のために必要となる改修工事の実施及び大学教育のデジタル化推進のための環境整備を行う。	

## 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

### (1) 外国人介護人材の受入環境の整備

5.9億円 (5.9億円)

《令和7年度補正予算 7.2億円》

(一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>)

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援、介護技能の向上のための研修の実施、介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 介護技能評価試験等実施事業	1.5億円
介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制を確保する。	
○ 介護の日本語学習支援等事業	93百万円
訪問系サービス事業所の指導者向けガイドラインの作成や、外国人介護人材が従事する施設の教育担当者向けの手引きの開発などを行う。	

○ 外国人介護人材受入・定着支援等事業	1. 2億円
主に南アジア諸国や各国地方部における日本の介護の認知度向上を図る。自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。また、外国人介護人材が訪問介護に従事するうえでの、相談窓口と巡回訪問の体制強化等を行う。	
○ 外国人介護人材獲得強化事業	2. 3億円
海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。	
また、外国人介護人材の受入れと地域への定着を一元的に行うセンターを活用する等して、受入れのきっかけがつかめない小規模事業所等に対して重点的な支援を行う。	
○ 外国人介護人材定着促進事業	1. 2億円
外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進するため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を補助する。	

## (2) 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2. 4億円（2. 4億円）

（一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>）

経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

### **3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援**

#### **(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援**

**2. 2億円 (3. 5億円)**

**《令和7年度補正予算 71百万円》**

社会保障審議会福祉部会のとりまとめを踏まえ、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、法人間連携のきっかけ作りに資する取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を促進する。

**(参考) 令和7年度補正予算**

##### **○ 社会福祉法人の連携・協働支援事業**

**71百万円**

都道府県または市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議の開催を支援するほか、社会福祉連携推進法人による地域の福祉ニーズへの対応力や社員法人の経営基盤の強化に向けた取組として、社員法人における外国人材の受け入れ支援など先駆的な取組の企画立案・実施について支援する。

#### **(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援**

**86億円 (86億円)**

※児童福祉に関する施設・事業分 (225億円) はこども家庭庁において計上  
社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の待遇の確保を図る。

#### **(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等**

**46億円 (53億円)**

**《令和7年度補正予算 105億円》**

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

**〈参考：財政投融資資金計画案〉**

##### **① 貸付枠の確保**

資金交付額	3, 760億円
〔 福祉貸付	1, 416億円
医療貸付	2, 344億円

## ② 貸付条件の主な改善

### 福祉貸付

- ・防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充（医療貸付共通項目）
- ・定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇措置期間の延長（医療貸付共通項目）
- ・物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置期間の延長（医療貸付共通項目）
- ・特別養護老人ホームの償還期間の延長の拡充
- ・保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置期間の延長
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置期間の延長
- ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

### （参考）令和7年度補正予算

#### ○ 福祉医療機構による優遇融資への支援

105億円

※社会福祉施設分。医療機関分（564億円）は医政局において計上

（独）福祉医療機構が物価高騰の影響を受けた社会福祉施設や医療機関等に対して無利子・無担保等の優遇融資を確実に実施するため、機構の財政基盤及び審査体制等の強化を行う。

<b>&lt;財政融資資金&gt;</b>	2, 756億円
〔 福祉貸付 　　　　　374億円 〕	
〔 医療貸付 　　　　　2, 382億円 〕	

## （4）隣保館の耐震化整備等の推進

4. 4億円（4. 4億円）

《令和7年度補正予算 4. 4億円》

「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

### （参考）令和7年度補正予算

#### ○ 隣保館の耐災害性強化

4. 4億円

「第1次国土強靭化実施中期計画」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

## IV 災害時における福祉支援

### 1 災害時における福祉支援体制の整備推進

#### (1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】 3. 2億円 (3. 1億円)

《令和7年度補正予算 3. 7億円》

能登半島地震での対応を踏まえ、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行されたことを受けて、災害時に適切な対応をとることができるように、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、都道府県における研修の実施を通じたDWATチーム員の養成や、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援する。

また、中央センターにおいては、平時のDWATの支援体制の強化や、災害時の現地での福祉的支援への助言を行うアドバイザーを確保する。

#### (参考) 令和7年度補正予算

- |   |        |
|---|--------|
| ○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業   | 2. 0億円 |
| 初動対応可能な DWAT チーム員の養成や、DWAT の普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。                |        |
| ○ DWAT登録管理・派遣システムの構築  | 1. 7億円 |
| 被災地で活動する DWAT の増加が見込まれる中、DWAT チーム員の登録や情報の更新を行い、また、災害時には登録されたチーム員の派遣調整も行うことが可能となる全国共通のシステムを構築する。 |        |

#### (2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1. 0億円 (1. 0億円)

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進するとともに、都道府県社会福祉協議会における調整機能の強化に向けて、平時から地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

また、災害時に関係機関（行政、社会福祉協議会、NPO法人等）での情報共有、連携等が図られるよう、平時から都道府県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会のDX活用を促進・定着させる取組を支援する。

## 2 災害時における見守り・相談支援等の推進

### (1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 55億円（77億円）の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

### (2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

5.0億円（8.2億円）

《令和7年度補正予算 14億円》

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

#### (参考) 令和7年度補正予算

##### ○ 被災者見守り・相談支援等緊急事業

14億円

令和6年能登半島地震・豪雨においては、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災者の方々が安心して日常生活を営むことができるよう、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図る。

##### ○ 地域福祉推進支援臨時特例交付金

61億円

令和6年能登半島地震において、高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

## 3 福島県における福祉・介護人材確保対策

1.4億円（1.4億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付や応援職員の確保に対する支援等を実施する。